

第38回（平成28年度第4回）契約監視委員会 議事概要

契約監視委員会事務局

1. 日時

平成28年12月7日（水）9：15～12：00

2. 場所

富国生命ビル28階 中会議室

3. 出席者

委員長	有川 博	日本大学総合科学研究所	教授
委員	石田 恵美	弁護士／公認会計士	
委員	野村 修也	中央大学法科大学院	教授／弁護士
委員	三谷 紘	弁護士	
委員	仲川 滋	日本原子力研究開発機構	監事
委員	小長谷 公一	日本原子力研究開発機構	監事

説明者	大山 真未	日本原子力研究開発機構	理事
(事務局)	根本 伸一郎	日本原子力研究開発機構	契約部長
	大場 正克	日本原子力研究開発機構	契約部契約調整課長
	磯部 篤	日本原子力研究開発機構	法務監査部長
	井出 俊之	日本原子力研究開発機構	法務監査部監査課長

オブザーバー	高野 寿也	内閣官房	行政改革推進本部事務局	参事官
	前島 優子	内閣官房	行政改革推進本部事務局	参事官
	田中 一明	内閣官房	行政改革推進本部事務局	企画官
	轟木 摩弓	内閣官房	行政改革推進本部事務局	参事官補佐
	小田 博文	文部科学省	研究開発局原子力課	専門官
	清水 道生	文部科学省	研究開発局原子力課	行政調査員

4. 議事概要

(1) 説明及び主な質疑応答

① 前回委員会以降の状況について

事務局より資料に基づき現時点における契約等の改善に関する取り組み措置状況を説明し了承を得た。

- * ホームページに公表した発注計画の認知度等を定期的にフォローすること。
- * 応礼しなかった企業へのアンケート調査については、アンケート結果の契約実務へのフィードバックが大切である。アンケートにより企業に応礼してもらう手段として活用することも大事である。
- * 特許権や著作権の契約条項が業者にとっての参入障壁になっていないか、また権利者が低廉すぎる価格でやらざるを得ない状況になっていないか意識すること。
- * すでに措置がなされた方策についても継続的に状況をモニタリングすること。
- * 年間常駐契約など、入札時期が決まっている案件は、可能な限り契約作業を前倒しすることが必要である。

また、分科会が提言した「中間取りまとめ」(28.7.5 付け)に記載の、契約等の改善に関する取り組み措置状況については、委員会にて確認することとし、新たに分科会は開催しないこととした。

② 29年度警備契約について

事務局より資料に基づき説明し委員より以下の意見が出された。

- * 核物質防護という特殊な警備であるがゆえの市場の閉鎖性や、安全保障上の業者選定の重要性は理解している。競争性を高めるため、応札の準備期間を十分に取るとともに、仕様内容も見直し、再公告していると評価するが、今後も原子力施設の安全性の担保を念頭に応募の可能性のある警備業者に広く声掛けするなど、出来得る全ての方策に更に尽力してほしい。
- * 高速増殖原型炉もんじゅから連想される世間一般の悪い印象は、一種の参入障壁になっていると思量されるが、それを克服するようなアイデアが必要であろう。
- * 予定価格の積算について、本当に必要で適切な金額を設定することも参入者の拡大に繋がるのではないか。

③ 個別契約案件審議

28年度第二四半期(7月～9月)の契約事案に関し、事前に各委員が審査対象リストから抽出した5件について審議し、委員より以下の主な意見が出された。

○「常陽」ダストサンプラ等の定期点検

- * 契約部は契約請求金額の妥当性について、他の施設に同種作業があれば横並びについてもチェックすると良い。それでも高止まりすることもあるので、高落札率案件については留意されたい。

○ボイラー性能検査・冷凍機及び関連機器等の点検作業

- * 落札率が高い原因を調べるべき。
- * 毎年やっていることであればそれが適切な量なのか、不足がないか、実績評価まで発注側は行わねばならない。

○新規制基準を踏まえた地震動評価業務

- * 随意契約にする理由を耐震評価の一貫性に求めているが、新しい目で新規制基準に合致するか否かという評価を第三者にやってもらう考え方もある。
- * 規制当局から、「地震動の評価は同じ業者が実施すべし。」といった指導(文書)を受けていないのなら、同じ業者に評価させる必然性を技術的に説明する必要がある。
- * 地震動調査のようなものは近隣施設との共同発注の可能性も検討してはどうか。

○J-PARC 中性子実験施設運転・維持管理・高度化に関わる労働者派遣契約

- * 最近、総合評価は価格点より技術点を高く評価する傾向にあり、評価項目の設定如何で主観的な要素が入ってくる可能性があるが、本件の評価項目は技能・知識、経験、資格であり、評価者による差が殆ど無いのは良い。

○液体・固体廃棄物処理設備定期点検作業

- * 予定価格算定の要領に関し、「過去の契約実績なし」という記載は、より正確・詳細にすべき。(部分的な実績があるケースもある。)

(2) その他

次回委員会は、3月7日(火)9:15～に、富国生命ビル28階にて開催することとした。

以上

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

2016.12.07現在

項目	従来の取組	自民党行革本部PT報告書を踏まえた改善方策	分科会の提案を踏まえた改善方策	措置状況	
契約手続関連	入札前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○業務請負契約における受注者準備期間の確保(H22.1～) ○国の競争参加者資格も有効とする競争参加者資格の拡大(H24.4～) ○入札情報等のHP掲載(H22.1～)及びメールマガジンによる調達情報の配信(H25.10～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県中小企業団体中央会HPへの機構情報掲載依頼(H28.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○入札までの準備期間を確保するため、年間発注計画(翌年度計画を含む)を策定し早期に機構HPに公表(28.8中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注計画をホームページに公表(H28.8～、<u>H28.11入札予定時期を追記</u>) 件名、予定契約方式、作業期間、調達概要、入札公告予定時期、納期(期間)等 ・平成28年度計画 1,000万円以上の一般競争入札及び公募の予定案件 ・平成29年度計画 年間役務の一般競争入札予定案件、核物質防護警備の公募予定案件
	予定価格	<ul style="list-style-type: none"> ○市場価格調査に資するため研究開発法人の購入機器価格をデータベース化のうえ共有(H24.2～) ○「精算条項特約付き契約」を導入し、履行完了後に原価を確認し精算を実施(H23.7～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○落札率100%等の高落札率を回避するための予定価格設定方法の見直し(H28.2～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○随意契約等、一者により毎年繰り返される契約案件について、履行実績確認が有効に働く仕組みを構築(H28年度中に措置) ○データベース化 ・人件費について、労務費単価調査を実施し、常駐役務契約の予定価格積算に反映(ただちに措置) ・物件費について、データベース化の更なる充実(ただちに措置) ○応札者を拡大するための改善 ・過去の契約案件を分類整理(購入、製作、役務等)し、応札者実績リストを作成のうえ周知(28.8中に措置) ・上記リストを契約請求箇所における見積徴取の参考とし、予算精度を向上させる(28.8中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○履行実績確認の仕組みの構築 ・施設維持管理費削減のため、常駐役務契約等の業務内容等の点検と一斉見直し実施中(H28.10～12)、実施結果についてとりまとめ報告 ○データベース化 ・常駐役務労務費単価調査中(H28.9～12) ・他法人の購入機器価格のデータ蓄積を継続(措置済) ○応札者を拡大するための改善 ・3年分の応札者実績リストを作成し、請求箇所が活用できるよう周知(H28.8～)
	入札手続	<ul style="list-style-type: none"> ○電子入札制度 <ul style="list-style-type: none"> ・本部の政府調達協定対象案件を対象(H24.1～) ・本部の随意契約基準額超の一般競争入札案件を対象(H25.1～) ・全事業所の政府調達協定対象案件を対象(H25.7～) ・全事業所の随意契約基準額超の一般競争入札案件を対象(H26.1～) ○原子力施設の工事契約のみに地域要件を設定 ○広告等期間の十分な確保(H22.1～) <ul style="list-style-type: none"> ・原則10日以上を14日以上 ・総合評価落札方式及び企画競争は原則20日以上 ○競争入札に参加可能な業者が一者に限られるような過度な仕様条件を禁止(H22.1～) ○分かりやすい仕様書作成に関する注意喚起(H24.11) ○複数年契約に関し、落札日から業務履行開始日まで約3週間の準備期間を設定(H22.1～) ○契約改善の一環として公共サービス改革(市場化テスト)による契約を実施(H24.4～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○電子入札制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・業務請負契約を対象(H28.1～) ○複数者より参考見積を徴取することを注意喚起(H28.2～) ○公告等期間の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・14日→20日(H28.3～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事契約における地域要件の撤廃又は緩和(28.8中に措置) ○応札者を拡大するため、企業アンケートを実施し、一者応札の要因を分析のうえ契約手続を改善する(ただちに調査開始) ●「入札条件等点検表」を充実させ、発注単位の点検を行う(28.7中に措置) ●複数者より参考見積を取得することの更なる徹底(28.7中に措置) ●連続一者応札案件を分析し、随契も含めた合理的な契約手続に改める(H28年度中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事契約における地域要件 <ul style="list-style-type: none"> ・8月の入札公告から原則撤廃(H28.8～) ○企業アンケートを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・応札しなかった企業へのアンケート調査開始(H28.6.30) ・<u>H28.10末までのアンケート結果集計</u> ●入札条件等点検表 <ul style="list-style-type: none"> ・入札条件・仕様書点検表の改訂・周知(H28.7.29) ●複数者参考見積 <ul style="list-style-type: none"> ・契約請求予算額の参考に徴取する見積書の取扱いを再周知(H28.7.13) ●連続一者応札案件を分析し、随契も含めた合理的な契約手続に改める <ul style="list-style-type: none"> ・次年度契約確定後、検討 ・再度入札をしても落札者がいないときの取扱いルール(不落随契約or再公告)を整理

○→「中間とりまとめ」において改善を明示的に記載された項目
●→委員会審議等において議論の中で指摘のあった改善項目
下線は措置未了または途上のもの
二重下線は前回委員会以降の追加措置

契約 手続 関連	審査機能	<ul style="list-style-type: none"> ○契約審査委員会による審査拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・500万円以上の随意契約全件の審査(H20.4～) ・一般競争入札の全件審査(H22.1～) ○予定価格算定審査 <ul style="list-style-type: none"> ・5000万円以上の案件について積算書及び査定書を審査(H17.10～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○仕様書等に関し、「入札条件点検表」に基づく総点検を実施(H28.2～) ○予定価格算定審査の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・関係法人が応札見込の1000万円以上の案件について積算書及び査定書を審査(H28.4～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○契約審査委員会に外部の人材を入れる等、契約審査を強化するとともに、契約監視委員会で契約審査の状況を点検(ただちに検討開始) ○競争的環境の存在の有無について請求箇所による精査及び契約審査委員会による審査を強化(ただちに検討開始) 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部委員の起用 <ul style="list-style-type: none"> ・契約審査委員会の規定改正(H28.8.24) ・公募、応募者3名の面接審査(H28.9) ・外部委員(2名)委嘱(H28.10.31～H29.3.31) ・契約審査委員会・契約審査部会への外部委員参加(H28.11～) ○審査の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準(案)の作成(H28.9)、確定(H28.12)
	警備契約	<ul style="list-style-type: none"> ○核物質防護上から特命随意契約にて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○核物質防護秘密の拡散防止及び核物質防護警備における機能維持の確保を大前提に競争性ある契約へ移行(H28.2) ○業界団体等へ入札情報を提供のうえ当該団体の加盟企業へ周知依頼(H28.2) <ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護に係る警備業務の公募広告を業界団体を通じて加盟企業へ周知依頼(H28.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ●公募期間の延長や他の警備業者等、潜在的業者への働きかけ等、更なる競争性の確保に向けて一層の努力を行う(28.12中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ●警備業務の再検討 <ul style="list-style-type: none"> ・中央核物質防護委員会の下に、警備契約分科会を設置(H28.8.10)、<u>公募要件・審査基準検討終了(H28.11)</u>
	契約実績の公表	<ul style="list-style-type: none"> ○少額随意契約基準以上の契約内容の公表(H20.7～) ○関係法人との契約情報の公表(H23.7～) 			
	関係法人との契約			<ul style="list-style-type: none"> ○(平成29年度末まで) <ul style="list-style-type: none"> 関係法人と、競争性のない契約(一者入札、実質的に一者入札と同視できる関係法人のみの入札、随意契約等)は行わない。 関係法人との契約は、 <ol style="list-style-type: none"> ① 関係法人以外も応札しているなど、実質的な競争を経て関係法人が契約相手に選定される場合、 ② 契約相手が関係法人に限られ、競争性の更なる向上に向けた各種取組を行ってもなお競争環境が整う見込みがない場合に限るものとする。 原子力機構は、①及び②の該当について契約監視委員会の審査を受けることとし、②についてはさらに確認公募を行った後でなければ契約できないこととする。 ○(平成30年度以降) <ul style="list-style-type: none"> 関係法人との契約(平成30年度以降にわたる複数年契約も含む。)は、上記①の場合に限るものとする。 ○将来的には、①の場合についても、関係法人との契約は行わないことも検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○契約審査の強化に含む

○→「中間とりまとめ」において改善を明示的に記載された項目
●→委員会審議等において議論の中で指摘のあった改善項目
下線は措置未了または途上のもの
二重下線は前回委員会以降の追加措置

通報制度関連	通報窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○機構内外からの各種告知制度(通報窓口は機構内) <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス全般 ・契約に関する談合関係 ・離職役職員(機構OB)からの不正取引行為関係 ・研究開発活動の不正行為関係 ・セクハラ・パワハラ関係 ・安全に関する提案関係 		<ul style="list-style-type: none"> ○機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外に通報窓口を設置(ただちに措置) ○不正取引行為関係の通報は、離職役職員に関わらず全ての不正取引行為を対象とすることに変更(ただちに措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部通報窓口(弁護士)を設置(H28.9.1運用開始) ○不正取引行為報告・通報規程の改正(H28.8.30)
	外部からの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○外部からの提供情報を取り込む仕組みを導入(H24.4) 		<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンス上の外部から提供情報は、通報制度に基づき適切に対応することを徹底(通報制度の充実)(ただちに措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○通報規程の改正(H28.8.30)
関係法人関連	再就職規制	<ul style="list-style-type: none"> ○役職員の再就職あっせん及び在職中の就職活動の禁止等に関する規制を導入(H22.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○在職中の求職活動に対する規制を強化(H28.4) <ul style="list-style-type: none"> ・関係法人の役員等に就くことを目的とした求職活動の禁止 ○採用情報の把握(H28.4～) <ul style="list-style-type: none"> ・機構との契約法人に対し、機構で課長相当職以上の職経験者を採用決定した場合の報告を要請 		
	業者との接触			<ul style="list-style-type: none"> ○職務遂行の公正さに対する国民の信頼確保のため、利害関係者等との接触・記録・報告・公表に関するルールを制定(H28.8中に措置) ○機構は行動指針に基づき綱紀保持に徹している点について取引業者に周知徹底(H28.8中に措置) ○接触制限については、職員だけでなく役員も同様にすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○利害関係者との接触に係る対応を規定(H28.8.29施行) <ul style="list-style-type: none"> ・<u>役員も対象とする規定に改正(H28.9.29)</u> ○新たに以下の対応を図り、ホームページに公表(H28.8～) <ul style="list-style-type: none"> ・不正取引行為に関する外部通報窓口を設置 ・不正取引行為報告・通報規程の改正 ・利害関係者との接触に係る対応を規定

○→「中間とりまとめ」において改善を明示的に記載された項目
●→委員会審議等において議論の中で指摘のあった改善項目
下線は措置未了または途上のもの
二重下線は前回委員会以降の追加措置